

第三十一回 参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和三十四年三月十七日(火曜日)午後一時四十九分開会

委員の異動

三月十三日委員重政庸徳君、岡田宗司君及び安部キミ子君辞任につき、その補欠として迫水久常君、榊原大君及び小林孝平君を議長において指名した。
本日委員岡崎眞一君、井上知治君、林田正治君、堀原茂嘉君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として笹森順造君、若米地英俊君、鶴見祐輔君、中野文門君及び小笠原二三男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 土田国太郎君
山本 米治君
大矢 正君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
迫水 久常君
笹森 順造君
塩見 俊二君
鶴見 祐輔君
若米地英俊君
中野 文門君
西川甚五郎君
小笠原二三男君
小酒井義男君
榊 繁夫君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主税局長 原 純夫君
大蔵省主計局長 小原 孝次君
大蔵省理財局長 鈴木 喜治君
大蔵省金課長 喜治君
食糧庁業務第二部長 昌谷 孝君
日本専売公社副総裁 石田 吉男君
日本専売公社社長 駿河 義雄君
社生産部長 駿河 義雄君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税局長 木村 秀弘君
大蔵省理財局長 鈴木 喜治君
大蔵省金課長 喜治君
食糧庁業務第二部長 昌谷 孝君
日本専売公社副総裁 石田 吉男君
日本専売公社社長 駿河 義雄君
社生産部長 駿河 義雄君

本日の会議に付した案件

○賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税及び金融等に関する調査の件(専断事業に関する件)

○委員長(加藤正人君) これから大蔵委員会を開会します。

委員の異動を御報告いたします。三月十七日付をもって委員井上知治君、林田正治君、岡崎眞一君、堀原茂嘉君が辞任されまして、その補欠として若米地英俊君、鶴見祐輔君、笹森順造君、中野文門君がそれぞれ選任されました。

○委員長(加藤正人君) 次に、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上両案を一括議題といたし、順次、提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

カンボディアは、昭和二十九年十一月二十七日、わが国に対し、カンボディアが日本軍の占領に基因する賠償請求権を放棄する旨を通告してきましたので、政府は、今回、カンボディアの好意ある措置を考慮して、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定を締結し、無償の経済及び技術

援助を供与することといたしました。この協定につきましては、国会の承認を経るため、別途、今国会に提出して御審議を受けているのでありますが、政府におきましては、この無償の経済及び技術援助のための債務の処理に関する経理を、ラオスの場合におけると同様、賠償等特殊債務処理特別会計において行うことが適当であると認め、この法律案を提出した次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容であります。次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について、提案の理由及びその内容を申し上げます。

政府は、今回、デンマークとの間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承認を求め、別途御審議を願っているため、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要する事項と認められるものについて所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第でございます。

以下この法律案の内容について申し上げます。まず第一に、利子所得等に対する所得税法の特例を定めることといたしております。すなわち、今回の条約によ

りますと、わが国及びデンマーク両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者等に対して支払われる利子所得等につきましては、百分の十五をこえる税率で課税してはならないことになっておりますが、わが国の所得税法では、これら利子所得等に対する税率は百分の二十と相なっておりますので、条約の適用のある場合には、所得税の税率を百分の十五に軽減することとしおるのであります。

第二に、特許権等の譲渡により生ずる所得に対する所得税法及び法人税法の特例を定めることとしております。今回の条約によりますと、わが国及びデンマーク両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者の特許権等の譲渡による所得に対する租税は、収入金額の百分の十五をこえてはならないこととなっておりますが、わが国の所得税法及び法人税法では、この種の所得につきましては、一般の所得と同様に、個人については累進税率により、法人については一般の法人税率により課税することとなっております。従って、条約の適用のある場合で、これら所得に対するわが国の税法による税負担が収入金額の百分の十五をこえることとなるときは、その負担を収入金額の百分の十五に軽減することとしておるのでございます。

最後に、今回の条約の実施に關して必要な手続その他の事項は、条約の規定の趣旨に従い、大蔵省令でこれを定めることとしておるのであります。

以上がこの二法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成賜りますようお願いいたします。

○委員長(加藤正人君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(加藤正人君) これより開税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○大矢正君 この改正案によりますと、三十四年と三十五年の実績に基いて、もし条件に満たない場合には、開港を取り消されるわけでありますが、提案理由の説明の中には、二年間継続して二つの基準の双方を満たさない場合には開港の取り消しを受けるのだ、こう書いてあるわけだけれども、事実上もうすでに三月も過ぎて参りましたが、三十五年の十二月三十一日で切れるということになりますと、二年間じやなくて、一年九カ月になるのじやないかと思うのです。これはどういうことになりますか。

○説明員(木村秀弘君) 三十四年と三十五年の実績を見まして、そしてその二年とも、両方の年ともに今の基準を満たさない場合には、三十六年の一月一日で整理される。いわゆる三十五年からさかのぼって二九年ということになります。

○大矢正君 私の言っておるのは、あなたの言うことはわかるのだけれども、ここで二年間経過をしたら云々と提案理由で書いてあるけれども、二年間という日数はないのじやないか、一

年九カ月しかないのじやないかということをお聞きしておる。そうでしょう。

○説明員(木村秀弘君) 正確にはそういうことになりません。ただ、この統計の、入出港船舶なり貿易統計のとり方が一月一日から暦年で計算しておりますので、そういうことになります。

○大矢正君 それじゃ、一〇〇%入出港をとらえるためには、三十五年、三十六年の二年間やって、三十七年の一月一日とした方が、一番これは順当に二年間の統計をとれるのじやないですか、実績をつかむことができるのじやないですか。

○説明員(木村秀弘君) まあそういうお考えも確かにございますけれども、しかし、三十三年の実績はすでに出ておりますし、まあ三十四年、三十五年、暦年で二年間ということならば、大体の趨勢はそこでおわかるのじやないかという考えから、完全な二年間という二九年ということに提案をいたしましたわけでございます。

○大矢正君 これはまあ政府の提案とは違ってきたわけですね。ということでは、前の国会では——前といつても、これは昨年の通常国会だと思ふのですが、私から特に提案をして一年間延長してもらったわけなんです、ここに

出てきた形からいくと、一年間延長してもらったことがあまり効果が上つていないことになるのですね。なぜかという、去年提案されたときの法律からいっても、いわば三十五年一ぱいは開港の取り消しがされることのないのだというように解釈されておつたわけですね。それからとしにかけて一年間たつておるわけですから、そうする

と、三十六年一ぱいは取り消しをされなくても済むのだというようになるのが妥当じやないかと私は思つていたところが、今度出てきたのは昨年の通りのいわば内容でありまして、去年の修正提案の趣旨というのは、やはりこれから貿易の拡大、特に日ソ、日中貿易がある程度期待できるのじやないか。

そうすると、だいぶ貿易の高も違つてくるから、その面で開港を取り消さなければならぬような事態が少くなるだろうというふうな見通しで、これから二年程度様子を見よう、そういうことになったわけですが、それから本法の一年と、合計三年と、こういうことだったので、ところが、それが結果としては、一年間たったけれども、実質的に一つも延びていないのだから、どうも私はその点で不満があるのですが、去年の当時の経緯から見て。

○説明員(木村秀弘君) これは必ずしも二年でなくちゃならぬとか、あるいは三年間じや多過ぎるとかという絶対的な議論は成り立ちませんので、おっしゃるような考え方もあると思ひます。ただ、この前の国会のときにこの委員会では修正になりましたときのお考えから考えまして、大体昭和三十五年、三、四、五と三年間くらい見れば、大体の模様は固まるべきところは固まってくるのではないかと、一応この前御趣旨かと思ひまして、一応この前修正をされましたあの形で提案をしたわけでございます。先ほど申し上げましたように、これが三十六年であればばつきりした形が出るのか、あるいは三十五年じや出ないんだというふう

な、絶対的な議論は成り立たないと思ひます。

○大矢正君 これは、開港を取り消す場合の基準というものは法律の中に明らかにしてあるのだけれど、開港をする場合の基準というものは法律の中にはないじやないですか。

○説明員(木村秀弘君) おっしゃる通り、法律の中には開港に付する場合の基準はございせん。ただ、一応のめどとしましては、開港閉鎖の基準が書いてございまして、もちろん、この実績以上に上回った実績を持たなくては開港に指定するだけの資格には欠ける。しかれば、この現在の閉鎖基準というものはそのまま開港の基準でもあるのかというところになりますと、これは将来の見通しとか、あるいは、これは最低限度の基準でございまして、ある程度これを上回つておる、将来もそういう傾向が続くであろうというふうな見通しに立ちまして、なお地元等の御希望なんかも考えて、そのつど法律でもって指定していくという形に相なつております。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽くしたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。開税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認め、さう決定いたしました。

○委員長(加藤正人君) 次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大矢正君 この産業投資法それ自身は、五十億の経済基盤強化基金からこの会計に組み入れるということだけではありますから、それ自身については別に問題はないと思ふのです。ただ、これに関連して、どうも私は不可解だと思ふのは、経済基盤強化のための法律ができて、二百二十一億のたな上げがなされた際に、まあこういう条件のもとにこの金を使うだという法律の規制がありまして、ところが、まあ事実予算書には確かに、道路の整備とか、科学技術の振興とか、そういう形で使われる、織り込んだ、こういう内容が出てはいるんですけれども、実際上それが、産業投資の五十億はかまわれないけれども、それ以外の百七十一億という

金が、金額通りのものが道路整備の方とか、あるいは港湾整備とか、科学技術の振興とかいうところに使われたというふうな明確な根拠というものがないうように思ふのです。そうすると、経済基盤強化基金それ自身の金のいわば出し方、一般会計の組み入れの仕方自身に、どうも使途が明らかにされていないという点では、不明瞭なものであると私は思ふのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(小澤孝次君) 御承知のように、昨年度、経済基盤強化基金として金二百二十一億三千万円ができたわけですが、本年度はこのうち道路に百億、港湾関係が漁港を含めまして五十億、異常災害が十億、それからたまたま御審議願っておりますところの産投特別会計の繰り入れが五十億、それから科学技術の振興が残り十一億三千万円、こういう割り振りで財源に使用しておるわけですが、その際、ただいま先生の御質問になりました何にどれだけ使われておるかということがどういうふうにしてわかるか、あるいはわかる根拠はどうか、こういうお尋ねでございます。

経済基盤強化基金の法律におきましては、第七条に、資金は、ただいま申しましたような目的の「財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができ。」、こういう規定でございます。で、これに基づいて、この予算によって一般会計に受け入れられた資金は一応は一般財源になるわけでございます。それをただいま申しましたような五つの目的に使用するわけはどうかというふうに考へるかということでございますが、こ

れはやはり各歳出科目、当該目的の示すところの歳出科目に最小限度その受け入れた金額の合計額が使用されておればよろしい、このようにわれわれとしては考へておるわけでございますが、ただ、御承知のように、実際問題としてはそういう取扱いはしておりませんで、道路につきましても、御承知のように、ガソリン税がございしますが、ガソリン税のほかに一般財源としての百億というものを計上しております。漁港を含めまして五十億以上の増額をいたしております。それから科学技術振興につきましても、十一億以上の増額をいたしております。それから異常災害につきましても、これは昨年度の異常の災害につきましても補正をいたしました予備費を使用いたしました関係上、総額としては三十三年度と三十四年度とはバランスがくずれておりますが、補正前の姿から申しますと、当然に十億以上の増額になっておる、こういうことになっておりますので、そういうような比較の仕方をしていただきますれば、少くとも経済基盤強化基金というものは、前年度よりもふえて使われておるということがいえる、このように考へておる次第であります。

○大矢正君 この産投会計の三十四年度の予算の中身のうちに、特に運用利殖金収入というのが九十八億ありますね。この三十四年度の三月末現在で産投会計の資本構成というものが三千八百億をこえているわけですが、これと比較すると、運用利殖金というものが比較的少いわけなんです。できまして運用利殖金というものが大ざっぱな説明を、この際一つしていただきたい

と思ひます。
○説明員(鈴木嘉治君) 運用利殖金収入は三十四年度の予算——産投会計の予算では九十九億程度見込んでおるわけでございますが、これを大きく分けまして二色になりまして、一つは産投から過去に貸し付けました貸付金の利子収入、もう一つは出資いたしました各機関の利益の納付金でございます。が、その中心は開銀の納付金でございます。そして、利子の合計が四十億になりまして、納付金が、本年度は開銀からの納付金だけでございしますが、五十八億になっております。非常に簡単でございますが……。

○委員(加藤正人君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
○委員(加藤正人君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。——別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
○委員(加藤正人君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(加藤正人君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、は、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。
○委員(加藤正人君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

○委員(加藤正人君) 次に、関税定率法の一部を改正する法律案及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案を一括議題に供します。
御質疑のある方は御発言を願います。
○大矢正君 それじゃ、始めます。今度の関税定率法と砂糖消費税法の改正によつて関税の引き上げを行う反面、消費税の引き下げをはかることによつて、国内のテンサイ糖事業の育成をやるという改正案が出ておるわけでありまして、聞くところによると、政府では甘味資源の自給力強化のため、の相当長期にわたる総合的な対策が立てられておるという話でありますけれども、この機会にその概要を一応説明していただきたいと思います。

○説明員(昌谷孝君) 最近、てん菜生産振興臨時措置法ができましたことが一つの契機になったかと存じますが、北海道の耐冷作物としてのテンサイ糖が非常に、農家の経営にふさわしいと申します。か、歓迎をされまして、ここ数年北海道におきましてテンサイの栽培面積、従いましてテンサイ糖の生産量が逐年上昇しておりますことは御承知の通りであります。そこで、そういった態勢はひとたび北海道だけでなく、内地の府県におきましても、暖地

ビートというふうな形で、テンサイの今後についてかなりの試験研究も行われ始めております。そのような情勢を反映いたしまして、従来政府がやっておりましたテンサイの奨励措置だけでは十分でございせんので、この機会に今後の日本の甘味資源のあり方を整備をいたしまして、いろいろな施策をそれにそらえてやつて参りたいという趣旨で、昨年来、農林省、主として食糧庁が中心になりまして、今お話しのような甘味資源の総合的な考え方を案としてまとめてみたわけでございます。

で、その概要について御説明申し上げますと、まず、私どもが今後の砂糖の需給を想定いたします場合、現在は、御承知のように、ほとんど九割が輸入の原糖によつてまかなわれてるのが実情でございます。これを今後なるべく近い将来において、可能な限り、国内における自給度を向上いたしたいということと考へたわけでございます。一応十年後の需要を想定いたしますと、約五百五十万トン程度に相なるかと思ひます。これは現在やつておりますと申します。これは国民一人当りの消費量が十三キロ強でございますが、これを所得の伸びがあるいは人口の伸び等をにらみまして想定いたしますと、一応五百五十万トン程度というふうに見込まれるわけでありまして、その百五十万トンの需要に対しまして、なるべく自給度と申します。国内の充足をはかりたいという考え方で、かなりラフでございますが、国内での増産の期待可能性というふうなものを想定をいたしてみたいのでございす。そういういたしますと、先ほど申しま

す。

す。

したような機運もございますので、テンサイ糖で六千四百四十万トン程度。

この四十万トン程度と申します場合は、北海道でそのうちの大半、約三十万トンは依存をしなければならぬかと思ひます。北海道で三十万トン程度と申しますと、現在が約十二万トン弱でございますから、かなり急速に今後伸びていかなければならぬならぬわけでございますが、最近の生産模様、また生産農家の意欲、それから製糖企業の熱意を考慮いたしますと、三十万トン、つまり工場数にいたしまして、現在規模の工場が十五工場程度稼働するという状態でございます。あながち無理な想定でもないように思ひます。と申しますのは、今後の土地改良その他の諸施策が進みますならば、四十五万町歩程度のものが北海道でテンサイの作付可能面積として出て参ることも一応期待が出来ますし、まあ五年輪作——今は必ずしも五年輪作ではございませうが、五年輪作程度には地方の培養を伴って期待が出来るかというように前提で、約三十万トンを北海道のテンサイ糖に依存することが可能ではないかというふうに考へております。

それから、内地のテンサイ糖でございますが、これには御承知のように、現在はまだ試験段階でございます。企業的に成立して居るものは一つもございませぬ。ようやく最近に至りまして、ごく小規模の試験工場のものを持とうかという程度の進捗でございます。これは実を申しますと、海のものとも山のものとも、まだ現段階では断定できないものであります。各種の試験結果等を総合いたしますと、技術的には十分可能性があるということだけ

は確認をされておるのであります。問題は経営との結びつき、あるいは企業化といったような点で、北海道のようない経営耕地面積なり、あるいは原料の集約的な申しますか、集中的な原料生産基盤なり、そういったものがどの程度達成できるかという点でございます。今後の研究課題であります。その意味で、まあ十萬という数字は多過ぎるというふうにも考へられますが、うまうま参れば、むしろ十萬などという数字でないというふうにも考へられる。と申しますのは、内地の場合に、一般の畑作物としてテンサイが考へられます。はか、最近非常な速度で普及を見ました水稲の早期栽培がございまして、特に西南地方、九州地方、そういった水稲の早期栽培のあと作物としての適当な作物がなかなか確立されておられません。のが現状であります。テンサイはその早期栽培のあと作物としての可能性をかなり大きく期待できようかというふうな角度で、ものを考へておるわけでありませう。

まあ、そういう多少希望の多いと申しますか、予想が入りますが、一応私どもの想定作業といたしましては、そういった約四十万トンのテンサイ糖を、そういつた十年後、まあかりに十年後と言つておられますが、近い将来に期待できるというふうにも考へられます。

それから、いわゆるケイン・シュガー、カンショ糖でございますが、これは御承知のように、現在西南諸島で約三十万トン弱、黒糖の形あるいは分蜜糖の形で出ております。それを、現在鹿児島県庁が中心になりましてその増産の計画が練られており、確立がされ、その推進が行われておるわけ

あります。大体十年後にはそれが六万トン程度に増産されるというふうな計画されております。それから、沖縄の黒糖、分蜜糖でございます。これは現在税法上の扱いでは、御承知のように、内地と同様の扱いをしておりますので、私もこの考へ方のときには、一応国内産と同様のものとして供給に組み入れて期待をいたしておるわけでありませう。これも現在約六万トン程度が生産されておったかと思ひますが、沖縄の関係の方の御意見等をくみ入れまして、約十四万トン程度、つまりカンショ糖を現在からして十年後に約二十万トンにするというのを一つの可能の目標として掲げたわけでありませう。今、沖縄は六万トンと申しましたかと思ひますが、現状では遺憾ながらまだそこまで参つておりません。約四万トんでございませう。

それからさらに、これはテンサイ糖あるいはカンショ糖でございますが、農林省といたしましては、昨年来と申しますか、昨年度国内産のカンショ糖——バレイシ糖も含まれますが、特にカンショ糖の今後の活用方法と申しますか、新しい販路の開拓ということに、これはまたカンショ糖の生産農家あるいはカンショ糖作地帯の安定というふうな角度から検討を続け、穀粉調査会といったような調査会等をもちまして、各方面の御意見を伺つて検討を続けておたつたわけでありませう。カンショ糖の新しい用途といたしましては、かなりの期待を持っております。現在は結晶ブドウ糖でございます。現在はカンショ糖のうち約八割が水あめの形で、広い意味の甘味資源ということ消費はされておりますが、これが結

晶ブドウ糖という形にまで加工精度が進みますと、これはかなり、何と申しますか、砂糖の代替品と申しますか、あるいは総合的な甘味資源と申しますか、そういう意味で、現在は砂糖に依存しておる消費を切りかえて、結晶ブドウ糖で補つていくということが可能になるかと思ひます。その現状はただかだか一万トン足らずの生産がやうと試験的に始まつた程度でございます。が、昨年来農林漁業金融公庫の資金の融資のあつてありますとか、あるいは税法上の特典でありますとか、また政府が買い上げて持っております穀粉の売却の便宜でありますとか、そういったような一連の育成措置を講ずることによりまして、相当急速度にこれを砂糖とかわり得る商品として育てて参ろうというふうにも考へております。が、十年後の目標といたしましては、全体の砂糖の消費量が百五十万トンでございますので、その大方一割程度の十五万トン程度は結晶ブドウ糖で、現在の砂糖の消費、現在は砂糖で消費しております需要のうち一割程度は結晶ブドウ糖に置きかえることが可能になるのじゃないかというふうにも考へるわけでありませう。

そうこういたしますと、国内産のそういった甘味資源で、大かた百五十万トンの需要に對しまして半分、七十五万トン程度のものが、今後の育成のやり方によつては自給可能な状態に参るのではないかと。そういうのが私どもの考へました今後の甘味資源の育成方針のあらましの骨子でございます。その骨子を実現するための方法として、たまたま関税、消費税の切りかえというふうなことも非常に有効な手段でござ

いますので、お願いをいたしておるような次第でございます。

○大矢正君 この関税を引き上げることによつて、あわせてこの消費税を引き下げるという方法は、特に寒地農業をやつておる北海道なんかの農家の人にとつては、一見したところ大へん、国内産業の保護という立場から、間接的にこれが農民に影響が与えられるというふうなことで、これだけ考へると大へんいかに思ひます。話をはちよつと別に入りまして、こういう法律的ないわば措置を行い、かつ十年の長期計画を立てて、甘味資源の自給力を強化する。さらにまた、関税とこの入れと、従来までのビートの買入れといふものが、年限を区切つて打ち切られてしまうというふうなことも行われていようでありませうけれども、大体今度のこういう措置によつて、砂糖の市場価格というのは一体下るのですか、上るのですか。聞くところによると、こういう改正案と、それからさらにこれに伴つてのテンサイ振興のための対策といったものは逆上る、砂糖の市中価格といふものは上るというのが一般的にいわれておるわけなんです。これはどういふことになるのですか。

○説明員(昌谷君) 私どもが、先ほど御説明をいたしました百五十万トンの需要を測定をいたしましたり、その他申し上げましたような対策を講じました場合の前提に置いておきます砂糖の値段は、現在の税制下におきまして想定をいたしました砂糖の一斤当り、六百グラム当りの卸売価格は約七十一円でございます。で、今度の税制措置によりまして、輸入糖につきましては

約二円弱の関税が上りますので、その結果、輸入糖が国内糖を支配するという現状の供給関係でございますから、市場価格は七十三円程度になるものであらうというふうに想定をいたしました次第でございます。その基礎になりましたのは、現在のニューヨークの相場等から想定をいたしまして、そういうところが大体考え方の標準としてとるべき価格というふうに想定をいたしたわけでございます。その値段はもちろんです、実際に実現されます市場価格は必ずしもその通りにきちんとしたものになるわけではございません。一応の想定をいたしました前提は、そういう七十三円という糖価の水準を想定した基礎に置いております。

このことは、現在の税制下で申しまして、標準で申しますと約七十一円ということになりまして、これは過去の国内の砂糖の価格の推移等から考えますと、輸入の外貨予算が十分に確保できなかった、こういう経過がございました、過去の例から申しますと七十五円なり、あるいは二十八、九円ごろでありましたかは、たしか八十円をこえておったかと思ひます。それが最近、輸入の規模と申しますか、需要に見合つて輸入ができるように、たとえば今年度で申しますれば、粗糖百十五万トンが輸入の規模でございます。この程度が輸入の規模でございます。この程度がそのままストレートに国内の市価に反映する基礎条件ができてくるわけでありまして、そこで、その国際価格が直接に国内の価格をリードするという前提に立つて考えまして、新税制下に七十三円という糖価水準を想定を

して、テンサイ糖の買入れの必要性なりその他を一応判断をいたしておる次第であります。

○大矢正君 これはまあ、国内産業の育成ということでは、ある面で見ればいたし方ないことではありますから、その点については異論はないけれども、結果として、その関税の引き上げによって国内のいわゆる消費者の価格が二円上るといふことは、これはまあ一般論の金額でいって二円というけれども、これは事実上、これからの市場の状況によつては、いわば輸入の精製糖を二円程度というのではとどまらないで、三円なり五円なりということも考えられると思ふのですけれどもね。食糧庁としては、なぜ、たとえ関税の引き上げをすることによつて輸入糖のいわばコストが上つたとしても、結論的にこれを調節をして、市場の価格というものが大幅に上昇をしないような手を打たないのか。なぜこういう手を打たないのか。どうも私も、しろうと考えただけでも、わからないので、上ることそれ自身について、どうしてもまあ理解ができない。それは、あなたの言われる通り、アメリカの市場と比較をして議論すれば、これは七十三円程度でも普通じゃないかという議論が出てくるかもしれないけれども、しかし、日本の消費者大衆としては、どうもそれでは納得がいかないのではないかと思ふのですが、その点、どうでしょうか。

○説明員(昌谷孝君) 先ほど申し上げました国内の澱粉なり、澱粉からできます新しい製品としての結晶ブドウ糖なり、こういったものの現在想定されますコストとの関連において、農林省の立場と申しますか、農業経営を総合的にうまうやつて参るにふさわしい砂糖価格は、私どもが作業いたしました段階では、七十三円よりももう少しと実は高い方がより好ましい、調和がとれるというふうに考えまして、一方消費者の側から見ても、重要な消費物資でありますから、その辺の検討もいたしてみたわけでございます。

先ほど私、多少記憶で申し上げましたが、手元に資料がございますので、資料で御説明申し上げますと、三十三年度は年度当初八十八円程度の卸売価格でございましたが、逐次輸入量が順調に入つたり国際価格が安定をいたしたといふようなことで、途中までの平均でございますが、旧税制下において七十二円二十五銭という価格を形成したしております。現在は、国際糖価の値下り等の事情もございまして、最近の卸売価格は七十円を若干切つております。つまり、百十五万トン程度現在の需給計画に基いての必要量の供給をいたしておりますれば、国際価格と乖離をしない国内価格の形成される一つの条件ができてくるわけでありまして、従いまして、食糧庁といたしましては、輸入量について非常に極端な抑制措置をとるような事態さえ防いで参りますれば、一ころありましたような八十円、八十五円というような卸売価格になる懸念は解消いたしましたものといふふうに考えております。

輸入量が窮乏でございました当時の実例を申しますと、昭和二十九年は年間を平均いたしますと八十二円四十二銭でございます。三十年が七十九円四十一銭、三十一年が七十三円八十九銭、三十二年はちょっと国際価格の点で異例な動きがございました結果でございますが、八十二円六十七銭といふような推移をたどっております。今年になりましたからは、先ほど申し上げましたようなことで推移をたどっておりますので、私どももいたしましては、絶対額としての七十三円、あるいは私どもの希望的に申しますれば、七十五円という程度の卸売価格は、過去に実績上形成されました卸売価格等から見まして、消費者の面で特に心配をしなければならぬというほどの価格水準というふうには私は考えておりません。そこで、むしろその程度で安定をいたしますことが、一つの国内の関連の農産物の増産という見地から申しましても、消費者の側から申しますことも、その辺で安定をいたしますことが、一つの砂糖行政を進めていく上での適当な標準ではないかというふうに考えておるわけであります。

で、国際価格の変動自体の問題は、遺憾ながら、私ども直接的にはこれを制御する手段を持っておりませんけれども、御承知かと思ひますが、主要な輸出入国が加盟をいたしまして国際砂糖協定というような協定を結び、供給量を予想し、需要量を予想いたしました、需給のバランスをとりますようして、在庫なり都市の自由市場に回る砂糖の総供給量を一つの国際機関で制御をいたしております。出回りの調整が主眼でございますので、非常に的確かつ直接的な効果は必ずしも期待できませんけれども、ほとんどの輸出国とほとんどの輸入国が加盟をいたしまして、三セント四十五ないし三セント二十五の線で国際砂糖の取引価格を安定しようという国際的な一つの機構が

現に動いておりますし、今後また更新をされまして動くわけであります。そこで、私どもが輸入糖に依存して申しますか、輸入糖の価格を国内価格に反映いたします場合に、そういった砂糖協定の目標といたしますところがやはり長期的には実現をするところがあるか、そういった線で、われわれもそのことを頭に置いて今後の砂糖の市場価格の推移を想定するということが、むしろ当然と申しますか、そういうふうになるべきではないかというふうに考えておるわけであります。

○大矢正君 これはいつもよく言われることだけれども、製糖業者というのは非常に膨大な利益を上げていてという話ですね。御存じのように、ごく最近の配当を見て、やはり一番高いのは四割ですね、一番最低で二割五分以上の配当をしているので、ね。そうやって膨大な配当を認めて、どういふわけでそれだけ高い配当ができるのかは、内容的に立ち入っておりますんからよくわからないのだけれども、いづれにしても、そういうふうに膨大な配当をするようにいふような状態を、食糧庁としてはいつまでもこれを見のがしていくわけですかね。

○説明員(昌谷孝君) 先ほど御説明いたしましたように、過去数年間は必要な輸入量かなり抑制が行われておったかと思ひます。従いまして、国際価格から、最近で申しますと何と申しますか、私どもが国際価格から算定をいたしましたので、所要経費、適正経費を加えました国内糖価の水準が、先ほど申しましたように、現税制下では七十一円程度で、新税制下で七十三円程度であるならば、国際糖価を基準にしてさ

的に御説明を申し上げますと、従来は標準の市価が、従来税の税制で申せば七十一円、消費税を引きますと四十三円であります。従いまして、工場経費に販売経費を加えましたものが四十三円できちやんと、在来税の税制のもとでは製糖工場は操業が成り立たない。あるいは、しいてそのもとで操業を続ければ、先ほど申しました千斤当り三千百五十円という原料価格が、生産者支払いがけないという状況が、従来はあったわけでございます。従いまして、政府は三千百五十円をベースとし

た個別原価計算をやりまして、四十五円五十銭で三十三年産糖も買い入れを現に行なつておるわけであります。これに販売経費等を加えますれば、五十二円程度が一つのコストになる。それからまた、新しい工場では五十四円程度で政府が買つておりますから、それに販売経費を加えれば六十一円程度になる。それが、先ほど申しましたように、現税制下では四十三円でなければ太刀打ちができないということで、三千百五十円という最低価格を維持するためのやむを得ない手段として、政府は製品の買い入れを全量やつておつたわけでございます。

法復の建前は、御承知のように、最低価格を維持することと、そのために特に必要があつた場合には、農林大臣が買い入れをすることができるといふ法律の建前になっておりますけれども、消費税が二十八円もかかり、輸入糖の市価が七十一円程度であるということになりますという、全部の砂糖を賈わなければ三千百五十円の最低生産者価格が維持できなかったのが実情であります。今度の振りがえ措置は、

そういった状況を改めまして、何とかテンサイ糖企業が政府目当での生産でなしに、自立できるものにならないだろうか。もちろん、その場合の前提として、農家からの買い上げ価格三千五百円という最低生産者価格はもちろん維持をする前提でのごさいます。

そこで、計算を御説明申し上げますと、新しい税制では標準糖価が七十三円と想定されます。先ほど御議論のあったところでありまして、消費税が十二円六十銭でありますから、輸入糖との競争関係は、これを差し引きまして六十円四十銭であれば、輸入糖との競争関係は成立をいたすわけであります。それに対して、国内のテンサイ糖のコストはどうかと申しますと、先ほど来申しておりますが、特に安い工場を別にいたしまして、戦後に新しく作りました工場の標準コストは、私どもの計算では五十三円十四銭というふうに想定をいたしておる。これは原料価格を三千五百円と押え、今お話がありましたように一工場当りの原料集荷規模を反当四千五百斤、六千町歩、工場の操業時間を百二十日ないし百三十日というふうに置いて計算をいたしたのが、戦後に新しく設けました工場の場合で、工場の標準コストが五十三円十四銭というふうに見えております。これに販売経費を七円ほど加えますと、六十円二十四銭ということになります。そこで初めて先ほどの六十円四十銭との関係において競争関係が成立をいたすわけでありまして、これらの標準コストで操業の予想されます工場につきましては、今後、申し上げました標準糖価の水準なりその他が、私どもの想定

通り順調に推移をいたしますれば、生産者に対して三千五百円を確保しつつ、自由販売が可能になるわけでございす。これはまだ多少不確定な要素も含んでおるといふことで、標準コストによる買い入れは、これらの戦後にできました工場については、今後も引き続き残しておこうというのが私どもの現在の考え方です。

お話の一年なり二年で買い入れをやめるというの、おそろく、私どもが従来工場別原価で買い入れをしておりました工場別原価による買い入れをやるのは、非常にむずかしいことである。また、企業の努力という点から申しまして、必ずしも——そのことが、企業努力をすればするほど、政府の買い入れ価格が安くなるというおかしな現象も伴います。必ずしも育成措置として適切でないと思ひます。ただ、操業初年度、あるいはすでに工場の建設に着手しております工場については、従来の経緯もあり、また工場操業の初年度からいきなり標準原価で買うというの、いろいろ工場の設計上のミスもございまいし、また加工上のふなれもございまいし、原料歩どまり等の関係もそこがあらうかといふことで、従いまして、現に建設中の工場については、二年間だけは個別原価計算で買います。それから、今後新しく工場の建設に着手なさる方も、最初の一年間は工場の個別計算コストで政府が買います。それからあとになりまして、今申しました一応標準的な規模というものを想定をいたしまして、標準コストによる買い入れの道を開いておく。もちろん、これは開いておくことでありまして、税制の切りかえに

よって、政府に売らなくても自分で販路を求めて売っていても、成立する可能性は十分持っておるわけでございす。一応政府へ売り込む、政府に売り渡す余地も残しておくといいわけでありまして、そこで、先ほど申し上げました日てんの旧三工場は、この五十三円十四銭に見合いますものが四十五円五十銭ということになっているわけでありまして、あまりにも自立でき過ぎると申しますか、そういう形で日甜の製品が野放しになりますことは、製造が時期的に限定されておりますテンサイ糖のことでもあり、むしろ不当に市場の攪乱あるいは販路の攪乱をやつたり、あるいは生産者から買い上げます三千五百円というの最低価格ではございす。あまりにもその他の工場との条件が違ひまして、かえって生産者を迷わすと申しますか、攪乱する要因も出てくるというの、それらの特殊な工場から納付金を徴収するということの考え方の基礎であります。

○山本米治君 一点だけ伺いますが、今度関税を引き上げ消費税を引き下げるといふ措置をやつたわけですが、引き上げと引き下げとを全くとんとんにするところ、それをしない、差し引きは一九九十七銭でしたか、約二円弱上ることになるわけでありまして、理論上糖価がそれだけ上がることになるわけですが、先ほどのお話では、これは需要供給の力関係によつては必ずしも理論通りには上らないかもしれないが、理論上は上る。そうすると、ここで消費者価格が従つて二円くらゐ上ることになるわけですが、今の斤当り七

十一円というのは、過去の推移に比べて必ずしも高くないといふことはその通りだと思ひますが、消費者から見れば、一円でも安いほどよろしい。かつまた、お菓子屋さん等から、非常に今度砂糖の値段が上がるのだといつて、そういうことをしないようにという陳情もあるわけですが、結局今申した通りに、理論上二円上る、実際上多分その見当上ると思ひますが、今度の措置は、端的に、率直にいつて、そうすると二円砂糖の値段を上げよう、こういうことが目的で、つまりその裏にはむしろ国内産テンサイ糖の保護政策といふことがあるのでしようが、二円上ることが目的だと、こう考えていいのでしようか。

○政府委員(原純夫君) 私からお答え申し上げますが、それが目的だといふことではなくて、やはりテンサイの栽培ないしテンサイ糖の生産を、安定した見通しのよい条件で今後伸ばすようにしたいといふのが主目的であります。そのために、やはり金がかかるのを、一般財源も窮乏なときであるから、ただいまお話しした二円程度の値上げがあつて消費者が負担することになるのだけれども、これはやむを得ない。つまり今申したような、主として北方でテンサイ糖を伸ばしていく、これは外貨の節約その他からいつてもいふん大きな政策であるという判断もあるわけでありまして、そのためにはやむを得ないといふ考え方でございます。

○山本米治君 上げるのが目的といつてはちよつとおかしかったかもしれませんが、そうすると、国内産ビートの保護政策、保護することが目的である。その結果、二円上げなければそれは保護にならないのだ。もし、こういう関税引き上げと消費税引き下げとの兼ね合いにおいて理論上二円上げたが、実際の推移、カ関係において、もし二円上らなかつた、結局斤当り七十一円というふうな卸売価格を維持したとすれば、目的は達せられないのです。だから、国内産テンサイ糖等を保護するの目的だといふことは、同時に、二円上げることが目的だといふかえりも間違ひではないのじやないですか。

○説明員(昌谷孝君) 主税局長からお答えいたしました通り、テンサイ糖を自立可能な産業に育て上げるということが私どもの念願であります。そのためには、消費税抜きでの輸入糖の価格が六十四円四十銭と、四十銭までこまかく申し上げる必要もないかもしれませんが、六十円強にならなかつたといふと、現在の千斤当り三千五百円という現状の価格を生産者に保証しながら、自立できる産業に育て上げることにはなかなかむずかしいわけでありまして、それをやつていただくために、消費税を抜いたところの国内の糖価を六十円強といふところにおさめるような税制が、私どもとしてぜひ必要であつたわけなんです。その結果が、輸入糖について税が二円ふえる結果になりますけれども、それは過去の相場推移から見ても、輸入量にさへ極端にしわ寄せなければ、むしろ過去に実現した価格から見まして、それほど高くないといふようなことも、私どもがそういうふうな踏み切つてかまわなかつた一つの要因ではないかといふふうに考えたわけであります。

また、その約二円の値上りというものが家庭に及ぼします影響も、計算はしてみたわけでございます。現在の消費量が一人頭十三・七キロでございます。これを計算いたしますと、この値上りによる家庭への影響は〇・〇三％程度というような計数も出るわけでございます。そういったことから見まして、国内の総合的な甘味資源、テンサイ糖ばかりではなしに、一方ではテンサイ糖であります。南西諸島のサトウキビしかできない黒糖の生産者からいえば、これもまた非常に大きな問題でありまして、また現在過剰傾向で非常に困っております。カンシ＝並びにカンシ＝澱粉の今後の消費ということから見ましても、非常に有効な手段である、そういうような見地から、結果においてそのような値上げになることもやむを得ないというふうに見たわけであります。

○小酒井義男君 一人当り十三・七キロですか、大したことになるかとおっしゃるが、やはり国民全体の負担ということになりまして、二十五億前後のものが新しく税金としてかかってくるわけですね。そうなりませんか。

○説明員(昌谷孝君) 輸入糖に対する関税、消費税の合計額は、斤当り一九九十七銭でございますか、上ると思えます。しかし、国民に対する負担という形からいけば、それは違っているように私は承知をいたしております。ただ、消費者の物価の関係から申しますれば、輸入糖が一円九十七銭上ることによって国内糖もそれだけつり上げられるから、確かに全体の砂糖が、これをやるとやらずとでは、一円九十七銭違う理屈でございます。

○小酒井義男君 私、どうも比較にしているかわからぬ、いろいろ議論がありましようが、前に例の調味料のみの問題が出たときに、まあ下ることならそう反対することはないという考え方で賛成をしたのですが、一方、砂糖なんかは非常に大衆の消費するものなんです。納税能力のない家庭であつても、砂糖の消費は子供でもあれば相当やってくるものになると思えます。そういうものが、一方ではどちらにしても直接家庭に響くような値上げが出てくるということは、どうも納得できないのですが、主税局長、何か私に納得させるような説明がありませんか。

○政府委員(原純夫君) お話の通り、国民の砂糖についての負担は、二十億億とおっしゃいましたが、三十億前後であるということに遺憾ながらなるのであります。お話を筋合い、よくわかるのであります。私もその点を考へて、それはこういう振りがえをいたしませんでも、従来の形でテンサイ糖の振興を相当規模に奨励いたしますと、御案内の通り、新しい工場は償却費が高いというふうなことで、各工場別原価を見て、高い値段でできた砂糖を買い上げるといことが始まっております。それでやりますと、相当赤が出るというふうな問題がありまします。その赤字をどうするかというふうな問題も出てくるわけですが、今回の振りがえをいたします場合、結局、やはり国内のテンサイ糖を相当のスピードで伸ばそうということが前提で、その伸ばすためには、何らか実質上補助金に当るものが、農民に対する買い上げ価格あるいは砂糖の価格においてそういうものが必要であるという点は、どうしてもやむを得ないのじゃないか。

それでは、その三十億なら三十億前後の金を一般財源から出すことにして、振りがえによって上らぬようにするかどうかという点は考えたのでありますけれども、まあこういう大きな切りかえをする場合に、国内のテンサイ糖を伸ばそうという、そのために必要な財源であるから、まあ端的にいいますと、砂糖を国民が消費する際にお互いに負担するという形も、一つの考えようではなからうかと。これは非常に安易なことかもしれせん。まあ先ほど来お話のありました、砂糖については相当総体として利潤も出ているというふうなところも考へて、砂糖の製造、消費、その系列でこの三十億程度をこなしていただければぬのかというふうな考へ方をして、振りがえについて三十億程度ははみ出して、これもやむを得ぬというふうな考へ方で、お願いしておるわけでございます。

○大矢正君 食糧庁の方に、ちょっとこれは、僕はあなたの答弁がつかぬ。もう、僕はもう尋ねますけれども、二円いわず消費者の負担が加重になるということは、テンサイ糖を保護するから二円上るのだというふうな答弁をして、ちよつと僕はあなたの言うことに納得がいけないのでね。

○説明員(昌谷孝君) 私、お答えいたしましたのは、国内でできますテンサイ糖と輸入糖との関係が、かつかつ競争の可能なところまで持っていくのには、消費税の負担がどのくらいであれば可能であらうかということ、それから先ほど申しましたような計数の基礎から、その程度の関税と消費税の振りかえ、従つて、結果において一円九十七銭負担が輸入糖についてふえるという形が実現すれば、その恩恵によってテンサイ糖も自立可能な商品になれるということを目途としてお願いをいたしておるというふうに、御説明したわけでありまして。

○小笠原三男君 関連して。大蔵省の方へ尋ねますが、そういうふうな二円でも一般財源として、両方の税の関係からいけるといふ措置に出たのは、納付金制度で利益の上る工場から吸い上げる金がひもつきで、ん菜振興会の方に使われると、それだけではいかぬと、やはり一般財源としてこの部分の消費の方から前年度以上にふえる方が望ましいという、何か政治的なと申しますか、大蔵省側の考へ等があつて、こういう二円増というふうな立て方になつたのではないですか。全くそうでないとするなら、これはただ単にすりかえるだけで、まあ市場の問題はどう影響してくるかかわりませんが、ただ振りがえするといふだけの影響で、私の勘ぐり方は非常に悪い勘ぐり方ですが、どうなんですか。

○政府委員(原純夫君) それは、一般財源をここで得ようというつもりはないわけでありまして。

○小笠原三男君 全然ない。

○政府委員(原純夫君) ないのです。こういうふうなことであります。国内のテンサイ糖を助けるために、砂糖消費税を一円十六円五十銭下げるといふ

のが、まず計算の最初の前提なんです。砂糖消費税を下げますと、その下る分は、輸入糖百五十万トンなら百五十万トン、それに国内のテンサイ糖十萬トン、合計百二十五万トン分について十六円五十銭下るわけなんです。ところが、振りがえで関税を上げますといつて、一斤十六円五十銭上げると、その分は、百五十万トンの砂糖にしか関税はかからぬわけですから、そういう同額の振りがえをやりますと、むしろマイナスが出るわけでありまして。マイナスが出るのは、ちよつと一般財源の苦しい折柄、一般財源からの持ち出しはできないと。そのマイナス分だけは全体の砂糖でかぶつてもらいたい。その今の百二十五万トン全体にかぶせますと、それが二円ということになるのであります。その二円が、砂糖消費税を下げるのをゆるめるといふこと、下げ方をちよつと小さくしたいといふこととありますから、振りがえでとんとんという格好なんです。とんとんが、一斤当りの砂糖にすればやはりそういうことで二円上るということでございます。ですから、一般財源をこれで新たに得ようといふことではなくて、振りがえのために、数量ベースが全体の砂糖を輸入糖では一割ばかり違うといふところに、その問題の発端があるわけでございます。

○小笠原三男君 しかし、単に振りがえるだけではないで、その歳入欠陥になる分を二円ずつ全数量にかけたのだという説明なら、これはやはり歳入確保ということが前提であつたといふことは間違いない。それが結果としてよけい歳入が確保されたという方法しかとれないのかどうかというところ

に、問題があるのですね。同じかぶせるにしても、二円までかぶせないにしても、それなら三十億の増というものを、見ない形ではかぶせていくということになったら、どの程度かぶせたいのかと、こういう議論になつてくるのではないですか。三十億よけいというの、前年同様の歳入だけは確保したい。それなら、二円を全部に突っ込みでぶつかぶせる必要はないじゃないですか。まあしるうと論ですがね。

○政府委員(原純夫君) それは、一般財源にいわばカスリをとるといったようなことは全然ないのでございます。砂糖消費税を十六円五十銭下げると、同額を関税で上げるとすれば、同額の振りかえになりますから、砂糖の値段は上らぬで済むわけでありまして、そういうふうにしなす、下げる砂糖消費税のトン数よりも上げる関係のトン数が一割方少ないものから、マイナスが出る。マイナスが出るのはどうもかなわぬから——かなわぬからというふうな言葉は何ですが、一般財源が苦しいから、そのマイナスをこの砂糖全体でしよつてもらおうと。そうすると、砂糖消費税にして一斤当り一元九十六銭か七銭かということになったと。マイナスを全体の砂糖の量で割つたわけですから、それで負担していただくというところでありますから、それでこの振りかえによる税収は全然とんとんと、砂糖消費税の減収と関税の増収がとんとんになるという計算をいたしております。

○小酒井義男君 今の話の関税ですが、たとえば、今の現状ではそういう格好になる。しかし、一年々々輸入原

糖の数量が減つていってテンサイ糖がふえていくことになりまして、その年次ごとに砂糖の価格が上つていきますね。そうなりますか。

○政府委員(原純夫君) 上つては参らないで、実は国内産糖の割合がふえれば、減収が出てくるわけですね。今年には百二十五万トンのうち、十

○大矢正君 政務次官、さつきから私が言つておる通りに、輸入製糖業者のいわば現状の利益を、これからも守つてやろうという立場が、この法律の中に貫かれておるといふこと、それはさつきから私が言つておる通りに、事実上の問題として、製糖業者というものはまだまだもうかつておるから、そこでやはりここで輸入製糖を取り扱つてい

る業者の立場を保護しなければならぬという理由がないかというところが一つと、それからもう一つは、かりに税法上の措置によつて、テンサイの栽培の振興計画というものが徐々になつてきたり、何とかして寒地農業に適した農家の経営がそれにより積極的に進められるかといふ点、たとえば最低価格の保証という問題なんかにないか、そういう点については明瞭でないわけですね。従来までは三百五十円以上で買上げたものは政府が全量買い付けす

るというなら、従つてそこである程度の価格の維持というものがあつたのですけれども、実際問題として、これから価格の維持というものが果して可能であるかどうかといふことについて大きな疑問があるし、それから三百五十円といふ点、これはいわば最低買入れ価格で、これだけであるが、まだまだ運搬費だとか、あるいはその他維持費といふものは、さらに三百五十円くらいついておるはずですね。これ以外にそういうものが将来ともにかぶせられるかといふ点、その見通しもありません。農家にとつても、必ずしも振興計画と法律の措置というものは妥当なものではないという結論が出て参ります。それからさらに、かゝつて加えて、政府がその利益を吸い上げて、そして政府自身の問題で本来はやらなければならぬ振興計画や研究機関を、これをやろうというのでありますから、私はそういうふうな負担や、そういうふうな過当な利益を、この際にも処分をするというならば、これはむしろ消費者の価格の引き下げのためにそういう一切を使うべきであつて、消費者の価格はむしろ、理論上からいへば二回も上るような結果を作つておいて、そして最終的にはこのような措置を残す。しかも納付金を納めさせるといふことも、北海道では日甜たけ納付金の対象になるだけで、ほかはならぬのです。一つの工場からだけとつておいて、ほかははうり投げておく、こういう行き方は自由な資本主義経済のあり方の原則からも反するよう

に思ふし、あらゆる意味で、どうもこの方針と税の改正というものは一貫してないと思ふのだが、政務次官の考

え方はどうですか。

○政府委員(佐野廣君) 今回のこの措置は、御承知のように、テンサイ糖の業者のテンサイ糖奨励と保護、こういうことに尽きておることは申すまでもありません。今のところ、こういう輸入業者等の保護とか、こういうふうな点につきまして、今特別な考慮を払つておるというわけでも毛頭ございませ

んし、あくまでも国内テンサイ糖の保護といふこと以外にはないわけございまして、この点につきましては農林省の方にもいろいろ御意見があるであ

りまして、今お話しのような点につきましては、特別な、お説のようなことを考へておるわけではございませんので、そしてまた、価格の問題にいたしまして、今主税局長の申しましたように、これを特に今回の措置によつて穴のあくといふようなことをやつては差しむき困ります。また、これはちよつと苦しい答弁にもなると思ひますが、審議の過程におきましては、国内ブドウ糖の保護育成になる点もあるし、かれこれ考へ出しまして、今のような価格を算定いたしました経過もございしたので、お説のような点につきましては十分警戒もいたしまして、留意もいたして参りたいと、かように考へます。

○小酒井義男君 今のお話を聞いておると、結論を言うのは早いですが、テンサイ糖の生産を奨励する意味において、こういう結果が出てくる。製糖業者は別にこれによつて何も利益を受けませんね。そうすると、この結果が消費者だけに影響がはかってくる。こういうことは、製糖業者が一方で相当利潤を上げておるじゃないか、ところが、

それにもかかわらず、負担だけは一般国民に対してかかるということはおかしいじゃないかといふのが、私は大矢委員の質問の意味じゃないかといふふうな聞いておつたのですが、製糖業者はこれのために何ら影響はないのですか。

○説明員(昌谷孝君) 先ほど来御説明申し上げましたように、輸入糖につきましては納税額が一斤当り一元九十七銭ふえるだけで、この措置によつて何ら従来以上の恩恵などはないわけですね。むしろテンサイ糖の競争が表面化する、テンサイ糖による牽制が次第にふえていくという以外には、制度上何ら変化はございせん。

○小笠原三三君 だんだん聞くといふと、どうしても計算上都合なことが生じて、結果は税収が従来よりは上回る、そういう形になる。それはテンサイ栽培並びにテンサイ糖の生産を伸ばすという意味から、こういう施策をとる一方、工場別には旧工場、新工場と利益その他アンバランスになる。従つて、益金の一部一キロ六円を五年間限り取る、多分十六億七千五百万か予定されておるようですが、そういうことまでもして業者の利益がバランスがとれる形をとらうとし、また流通の面でも結果は二円糖価が高くなる。そして一方食糧の会計の赤字分の方は買上げていく。こういうことを、今後十年間で、百五十二万トンの国内需要のうちテンサイ糖を四十万トンまで伸ばして、こういう計画を持った当初において、こういうことをやるというなら、まずもって納付金なんというものを——これはひもがついていない雑収入として納付金が国庫には入るのだ

が、結果としては振興会の方にひもつきで流れるという形になっておる。こ
ういう形で食糧に入るときは、食糧
の赤字を、砂糖のために赤を食糧の
計が国民の一般的税金の中から補て
んをしていく、そうならば、益の上
た関係業者から吸い上げた金も食糧に
入れて、赤字を始末する金の一部に充
てる、そうしてまた買い上げるなら買
い上げる方もやり流通の方も一つの安
定度を持たせる、関税障壁で保護政策
をとり、消費税収入というものも一定
のものを賄い上げる、こんなことをご
ちやごちやと何本かの柱を考えるとい
うと、砂糖というのは専売制がいいと
いう考え方になるのです。専売制が
いい。いわゆる関税障壁を設けてまで
も、国内のテンサイ糖の生産の増強を
計画としてやっていくというのです
から、従って消費者の砂糖消費を抑え
ていく、また一面消費価格を抑えて
これを引き下げていく、生産者の方の
テンサイそのものの買入れも保証し
ていくと、こういうことであれば、中
間における業者のマージンというもの
をどこまでもなくしていく、押えてい
く。もしも上ったから、これは専売益金
という形でこれを国庫に入れる、こ
ういう形が私は正しいのではないかと
思うのですが、この点についての意見を
承りたい。

塩の専売については、今日の需給関
係からいえばこれを維持する必要がな
いのではないかとさへ言う人もある。
その反面、国民の需要、また食生活の
向上という面からいって、普遍的な
甘味資源である砂糖について専売制を
とるといことが、私は国策としても
正しいように思われる。で、今それを

やれないとしても、こういう諸般
の施策を、国内砂糖生産ということに
国が力を注いでやろうというなら、こ
のときにおいてこそ本格的に砂糖の専
売制というものを検討すべき時期では
ないか。大綱や方向も見定めて、この
税関関係の整備もやり、また生産関係も
伸ばしていくというやり方が、一貫し
た考え方となるべきではないかという
感じを持つのです。

どうなんでしょう、政務次官、これ
は政務次官から……。局長は有能な人
ですけれども、やはり事務屋なんだか
ら、政策を聞いてるのだから。

○政府委員(佐野廣君) 小笠原先生の
きわめて御含蓄のある御意見を拝聴い
たしました。今とつさに、どうもこ
れを今専売制にするというようなどこ
ろまで飛躍した意見を取りまてお
りませんので、十分御意見を拝聴いた
しましたから、研究いたしますが、た
だいまそういうところまで飛躍してお
りませんことを申し上げたいと思いま
す。

○小笠原三三男君 まあいにかげんな
話ではなく、少しそういう点を考える
べきです。それをわざと回りくど
く、納付金制度なんというか、一つの
クッションを置いて、そうして農林省
自体としてはなるべく金は使いたい。
従って、食糧会計にこれを入れたので
は、米のやなんかみなブルルになって
ごっちゃになってしまふ。無意味だ。
それよりは、やはりきちっと使えるひ
もつきの金がほしい。それで、分け取
りされた金が振興会へ行く、納付金の
金は……。そうして一方大蔵省の方
も、今度は一般財源の方が歳入会計に
なるから、消費税の方でとってやりま

しょうかいなといって、三十億分よけ
にとる。率直にいったら、いいつら
の皮は消費者である。税負担をする国
民です。税の負担なり、あるいは消費
者価格の値上りに伴う負担は、これは
国民大衆です。そうしたら、一般に
この甘味資源に関する政策、行政とし
て、私はやはり専売制を考えるが、次
善の策をとるならば、食糧が無制限買
い上げをして、希望買い上げをして、
それによって市場をコントロールす
る。その辺まで行って、消費者価格と
いうものを押えていく、このくらい
ことは考えるべきだと思ふ。今意見と
してだけ申し上げて、御答弁の必要は
ないから、けっこうです。きょうは時
間がないから、この次やりますから、
そのつもりで。

○委員(加藤正人君) 残余の質疑は
次回に譲ります。

○委員(加藤正人君) 次に、専売事
業に関する件を議題といたします。
御意見のある方は御発言願います。
ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(加藤正人君) 速記をつけ
て。

○小笠原三三男君 よほど前ですが、
タバコ耕作組合の設立に関して、岩手
県東磐井郡における問題が昨年七月以
降紛糾しておることについて、二、三
回当委員会から質問もして、公社側
のこの処理方針について伺ったわけ
ですが、経過としては、昨年十二月一
十一月の下旬からだったと思ひます
が、副総裁が中心になられて、収納時
期が近い、春肥の手当等の諸問題、金
融上の問題等もあるので、早晚組合設

立もしなくちゃならない段階になつて
おるから、岩手県知事に紛糾している
両当事者の間をあっせんすることを依
頼せられた。公社側が依頼せられたの
ですが、その際われわれも見聞きして
確認していることは、公社側としまし
て知事に白紙で一任するという形で
あったのですが、知事としては、実際
自分が一任されるものかどうか確か
めた上で種々検討されて、一つの折衷
案、すなわち、一方の当事者は郡全体
を一組合としたい、他の関係者は新町
村ごと六つの組合を持ちたい、この
間をあっせんして、地域を二分して二
つの組合で進むという案を練られて、
これも公社側にこれで行くかどうかと
いうことでお尋ねになり、公社側も協
議した結果、それでよろしいと、従っ
てその線で円満解決するようあっせん
せられたということであつたという
ことも事実であります。

知事は現地に、盛岡に帰られて、両
関係者と呼んでそのあっせん案を示さ
れたのですが、まあ各委員はその事情
がおわかりにならぬので、敷衍して申
し上げますと、その際に、私も関係し
た一人として、いわゆる町村派とい
うわれわれ諸君を極力知事案に近づけ
るよう説得をして、半日かかって、ま
あ夕刻に知事に、知事案を承諾する
という返事を与え、他の一組合支持者
は、帰って相談の結果返答したいとい
うことで別れたのですが、その後一組
合案の方々は、知事案に同じがたいと
いうことで、これを拒否した。そこ
で、知事は十二月に入ってから、公社
側に、一本主張の組合の方も何とか説
得をしてほしいという要請を公社にし
たのでありますが、公社はそれを受け

て、現地にまで行って、それぞれの方
が指導されたようであります。
大体の経過はそういうことになつて
きておつて、知事あっせんの帰趨とい
うものが、困難な中にも見守られてお
るという段階で本年を迎えたというの
が、私、経過だと思つておりますが、
私の記憶しておるこの経過に違ふ点
がありますか。

○説明員(石田吉男君) 大体お話の通
りだと私も考えております。

○小笠原三三男君 ところが、仄聞す
るところ、一月の十四日ですが、駿河
生産部長は、岩手県の農協中央会長佐
藤君に対して、どうしても一本化の説
得に応じない、いや、この二本組合
の説得に応じないから、一本化の方と
町村派の方の合併による一本化を進め
てほしいという依頼をしたというふう
に聞いておるが、それは事実である
か。これは生産部長にお尋ねいたしま
す。時間がないから、私はききようはけ
んかしようと思つていないのだから、
端的に言つて下さい。

○説明員(駿河義雄君) 今、小笠原先
生の御質問は、日が違うのでございま
すが、一月の十二日に佐藤岩手県の農
協中央会長に電話をいたしました。非
常に知事案の推進は困難になっておる
のだが、お互いが、新市町村の単位を
支持する耕作者と、郡一円を支持する
耕作者とが角突き合つておるのでは
なかなかの話はまたまらぬと思うの
で、両者が虚心たんかひに話し合うと
いうような機会は作られないものであ
ろうかということを、佐藤さんに相談
いたしました。

○小笠原三三男君 その後、そのことを
公社の責任者である総裁が知つておる

く最近でございます。それまで佐藤さんが、自分の方で一つやってみるからというお話がございまして、私の方でも、知事の御了解を得るならばそれでけっこうでございますというのを申し上げてあったわけでありまして。従いまして、現在では、先般知事にも連絡をいたしまして、佐藤さんの一本案を知らずと心得てよろしくございまして、その案と心を得たところが、知事にも申し上げましたところが、知事でも、それで差しつかえないというお話でございますので、私どもとしては、現在の知事案というものが佐藤案と一緒に、それが知事のあつせん案であるというふうにより了解しておるわけでありまして。

○小笠原二三男君 それは、知事に電話がなにかして、それは知事案だという言明を受けたのはいつですか。あとで言い直さないで……。それは大事なことになるんですよ。

○説明員(石田吉男君) 三月十二日でございます。知事に電話をいたしましたので、連絡をいたしました。

○小笠原二三男君 それがかかりに知事案なら、前回の案を当事者に対して撤回を申し入れ、第二に、これが知事案であるという公式表明があつてしかるべきですね。ところが、当事者には何らそういう措置に出でおられない。しかも、三月の十二日だと言いますが、私も、あれは三月の九日の日に、東北開発の審議会があつた日に、知事会でお会ひして、その真意を尋ねた際に、佐藤君があまりしつこく言うから、じゃ君がやることでまともなるならそれよからうと言っただけのことであつて、知事案は撤回していない。撤回しているとすれば、当事者である耕作者関係

に撤回の通知を僕はするよ、という言明を私にしておる。公式の知事案というふうには私はとらない。それは佐藤さんは知事の顧問であり、その方の経緯をよく承知している関係者の一人として、その者がやつて円満にそれがまともなるなら、それは知事案として自分の責任でまともでもいいという腹がまえはあつたかもしれないとそんなくをいいたしますが、右左と案がそういうふうにも変り、しかも、やみの中に消え去つたり、新しいものが生まれてきたり、そういうようなことはないのですし、当事者にこれは知事の第二次案であるということを示すことはしておらぬのですから、佐藤君も……。ですから、その点については皆さんの方で、それが公式の知事案であるというふうに受け取つた。従つて、公社はその立場に今返つてゐるのだというところを言い切つていかどうかということでは、私は問題が残ると思ひます。これは私は親切と申しますか、こんなことでごたごたしたくないから、あなたにわざわざ質問しておるわけですよ。言い直しがあつたら注意して下さい。

○説明員(石田吉男君) 私の方も、耕作者に対しては、知事の二本案で説得して以来は、この一本の案が知事案ですというところをまだはつきり申しておりません。それから、その佐藤さんのお話というのは、これは当初私どもが耳にいたしておりましたのは、初め佐藤さんが町村長を集めた集まりで、そこで相談をして、町村長の案だということを持ち出して、それを知事の案だということにして、話がまとまつたところで知事に乗り出していただけてまゐつた

い、こういうふうに向つております。私の方も、そういうことでまともなるなら、はなはだけつこうでございますというところを申し上げましたが、いつだったか、私は日にちははつきり覚えておりませんが、その後、佐藤さんからのお話として、その町村の方は自分の方で何とかまともしてみたいと思つて、ついでに、従来の一本派の方を新しい佐藤案というものでまともするように公社も協力してくれないかというお話がございまして、そういう場合にはもちろん協力いたしますというところをお答えしたことはございまして。従いまして、まあ、何と申しますか、私どもはただいまそういうふうな、いつの間にか知事の二本案というものが、知事もそれでけつこうだといつて佐藤案を支持しておられますし、電話で確かめたところによりますと、やはり知事もそれで御賛成で、それでやつてくれ、こういうお話でございますので、これが知事案だといふふうに了解いたしておりますが、私どもの方から、知事の二本案が一本案に変わったとか何とかいうことを天下に声明したりといふふうな措置は、まだとつておらないのでございまして。

○小笠原二三男君 今までの事実関係はそれでわかつたから、その点はそれだけにしておきましょう。そこで、じゃ、われわれ社会党で申し入れをして御返事になられたことが、内容的にそういうふうな事態が変つたならば、なぜわれわれにこういう方向でいきますからという念のためにお話がないのですか。総裁の言明なんですかね。

○説明員(石田吉男君) その点につきましては、私どもの方もまだ、佐藤さんから町村長を集めていろいろお話しになるという段階のときに、もうしばらく待つてくれ、ほかへ連絡するのは思ひますか。そういうことがそもそ意思のそを来たしてあり、町村派というのは町村段階の組合設立が主目的で、二本案ではないのです。片方、それをその当時の事情といきさつがあつて、私もそれはこういう公式のところでは言えないところですけれども、知事案が通つた以上、それによることを私が説得して、聞き得る範囲では説得これつとめて、大幅に寄せたのです。そうしたら、片方も妥協して、あつて一応こういうことでスタートする、またそのことが望ましいとして、公社も推進してきたはずなんです。

ただ、その際に、欠陥は、これを白紙委任した段階において公社側の欠陥として残るものは、批判されるものは、二本が公社の公式見解ということであるなら、一本の認可申請を却下してしまつておる。それから地域指定の方は、大蔵省に対して特別区、二本の特別区設定の申請を公社がしてゐた。そうしてもう地域指定を、特別区の設定を認めることを明らかにしてしまえば、この知事の二本案というものでい

かざるを得ない、現地の状況は。そこまでする可能性がそこへ出てきたはずですよ。ここに一つの欠陥があるのです。あることは、それはあなた方も率直に認めなくちゃならぬ。それは、認可申請書は、下げることは行政訴訟を受けたときどうこう、地域指定の方は、これはきまつてゐることだからどうこう、そしてなお現地の説得によつて円満に二本二本。ここに二つになれと言つてい

ながら、根っ子のところでは一本でいい、時間的にそれが成立するのだという姿勢を、すきを見せたところに、この問題の解決がじんぜん日を費してきただという欠点があったと思うのです、率直に。

ところが、最近においてです、最近になって一本化の人たちの話というものは、今度は知事は任期が切れて改選だ、従って一切は消滅する。従って、この専売局の地域は一つなんだから、一つの組合認可にますますこれは踏み切るべきであるというので、公社側が説得するのではなくて、逆に要請されているんじゃないかと思う。私のこれは想像ですがね。こういうことになったら、昨年十一月からその二本化あつてで事を進めてきたこの経緯というものは、結局、町村派なら町村派というものが屈伏せられる、そういう形にペテンをもって追い込んだというふうな邪推をされるかもしれない。二本で途中までは来たところが、二本はだめなようだから、それはまた一本の一本だ。しかも、知事あつては消滅する。だから、これは自動認可になる、こういう結果になるなら、事態はますます私は紛糾すると思う。そういう点からいうと、はなはだ失礼な言い分ですけれども、公社側に首尾一貫した姿勢というものはあるのかないのか、私は疑わしいと思う。もう少しききせんとした態度があつたら、なぜ、二本化のそれに公社側として公式な同意を与えたなら、ほかの問題とは別個である特別区の設定について、大蔵省に對してあなたたちはそういう手続をなせとらないのか。権限があり、責任をもつてそういう一任をしておるなら、

その条件を整えることが、耕作者の意見いかにかわらず、これは地域指定を、あなたの方の権限なんです、大蔵省に對してやる措置は。なぜそういうことをやらないか。

○説明員(石田吉男君) 知事が二本案をお出しになりましたときに、私も、知事の依頼もございまして、一派がなかなか強硬に反對しておられたのを、いろいろ手分けをしてその説得に歩いたわけであります。そこで、私どもの態度としまして、知事に白紙委任をいたしました関係上、知事の案をもとにして動くという態度であつたわけでございしますが、その後、先ほど申し上げましたように、知事がわざわざ二度もお話がありまして、私の立場の立場にこだわらぬのだ、自分の立場というのを考えて、その知事の案だからということ、二本案だということ、なことをあまり進めないようにというお話がございまして、知事がそういう態度に出られますと、私ももういづれどころがなくなつてしまふので、むしろ二本案の推進に努めるというのをやっておりますのであります。それで、大体一番当初からのお話でございまして、これは小笠原先生から、公社が圧力を加えていかぬじゃないかというお話が、そもそのマスターでございまして。以来、私もほんとうにこのことのないようにというふうな非常に気を配つておりましたのですが、たまたま知事の二本案の場合、これは小笠原先生からもお話がございまして、その推進に努めたわけがございまして、私どもの言うことを聞きませ

ん。そこへ今申し上げたようなことで、知事が必ずしも二本案に固執しない、こういうことをお話しになりますと、私もそれを、知事がおれの立場に固執するなというのを言われてゐるのに、私もただでから回りするわけにも参りませんので、その間にじんぜん日が過ぎたのであります。

なお、地区指定の問題でございまして、これは大蔵省が地区指定をするわけがございしますが、結局、ただ無理無理地区指定をいたしましたも、現地の耕作者の方々の意向が十分とまつておりませんと、それだけでは問題の解決になりませんので、大体二本でいうふうな現地の空気がまとまつたところで、かりに二つなら二つに指定をするというものであれば、これはうまいことと思ひますが、単に強圧的に地区指定だけやって、これについていといつても、だいたい長いききつてもございまして、今申し上げましたような事情もあり、なかなかそういうふうにはいきかねるのではないかと、かように判断いたしましたので、単に地区指定だけでも、その知事の支持がなくなつてしまひました二本案を強行するということはいかかと思ひまして、結局、知事なり佐藤さんなりの御意向に従つて、その案でまゝとつてほしいというふうな考へておるのであります。

○小笠原三三男君 私の尋ね方で、前段のような尋ね方をすると、皆さんは現地の円満な意思の統一が望ましいという答弁をしておる。そんなら、一本化というのは、これはできなかつたことになるのですから、それを佐藤さん一本に進まれるという案を示されて、じゃ、それでやつて下さいと乗り込んでおる。このことを、もうあなたの方の今までの私に対する答弁からいへば、実現不可能なことを、それだけは一生懸命お願いをするという立場なんだね、客観的に見ると。

それは、三月の五日から十日間の猶予をくれ。十五日というのは日曜日でしょう。まともになりましたか。まともならぬでしょう。まともならぬのです。はっきりしているのです。だから、そういう意味で、この二本というのは、強圧的にやるとかやらぬとかいう問題じゃないです。一本と二本の間の二本なんです。だから、さきに私はお尋ねしておるのです。二本案というものは町村派の案ではないのですよ。六本なんですよ。開き直つて今でも、主張し合つて一本と六本なんですよ。そこを寄つてきたのです。そういうことに対する公社の理解というものが、事がこまで来たということに対する理解というものが、私にはできておるのかどうか、わからぬのです。いいですか。一本の方に片寄せるとか、六本の方に片寄せるとかいうことでなしに、これ以外には両者を歩み寄らせる道がないんだということであつて、この案なら少しは摩擦がで出ても、そういうことで一応はまとめられて、そして組合を築いたあとに一本に進まれるなら進まれる。でも、いろいろな、それは知事やその他の指導や助言があつてやることにつきましては、とやかくわれわれ言つてゐるのではない。まともなための話をしているのです。だから、その段階であれば、少くともあの一本の認可申請なり六本の認可申請なりというものは、却下すべきものなんです。そうして却下するだけの傷はあるのです。實際上組合員にもなつていない架空の組合員をもつて事業計画を立てたりなどしている傷はあるのですから、再提出させるまでも、書類不備ということとでこれを下げ渡すということとはできるわけですね。そういうこともしれない。そうして何とか円満解決、円満解決と言つてゐることが、私たちから見ると、非常に奥歯にもののはさまつたような感じがする。

で、あなたがそう答弁しているのだから、私はその通りに聞いておくが、そうだとすれば、やはり現地における両者の意思の統一がない限りは、これはいかにいかに認可設立はできないということになるのだという結論だと思ふのです。すなわちいふて、良心的に皆さんが考えれば考へるほど、そうならざるを得ないのだということになる。そうですか。

○説明員(石田吉男君) 一つだけを申し上げさせていただきます。先ほどの、公社は一本、一本だから飛びついたので、こういうお話でございしますが、これはさうではございませぬので、その佐藤さんのお話では、従来の一本とは全然違ふのだ、それで新しく大同団結して、たとえば組合の役員その他も、従来反對派と称せられる人たちが、みんな一緒になつてもう一ぺん作り直すのだ、そういうことがこれが一歩いい案だと自分たちは思ふし、それでまゝと見る見込みがあるのだというので申し上げたのであります。たいてい誤解を招くので申し上げたくないのですが、知事ないし知

事を含めての佐藤案という事で、あつせん者の案でありますれば、私どもは何本というにこだわらねえ。どうしても一本でなければいかぬ。どうして全然考へておられないのか、そういうことにはこだわらないで、要するに白紙であつせんをお願いした方々の案だから、それでけっこうです、それをお願いいたしますというふうに申し上げておられるのであります。

それから、ただいまお話のございました現地の耕作者の意向がきまらなければいけません。これは私どももそういふふうにお考へておられまして、結局今のよう形では無理にどちらか一方認可するという事になりますと、現在の方でもいつまでもやはり感情的にしこりも残るし、うまくいかなと思ひますので、そういう場合にはいづれの方も認可いたさない、かように考へております。

○小笠原三三男君 あなたはりつぱな口をきかれたから、私はもう黙つておろうかと思つたんだが、町村長と佐藤さんと相談の上で一つの案をもつて両者を説得しようという事ですが、その町村長というのは六人しかいない。六人の中の四人は一本組合の設立発起人なんです。ようございませうか。そういう者が公正な仲介者ですか。しかも、その中の一人は、旧タバコ連合会の会長であり、長年この批判のあるタバコ耕作の運営をやつてきた御大將です。そういう人との協議の上でたね、そういう過去の組合運営に対して批判を持つておる片方の者を説得するといふことが公正にできますか。また、感情の上でもできると思ひます

か。そういう人をこそ排除しなくちゃいかぬ。そうして第三者の公正な人に、あるいは集団にこの種の仕事は依頼すべきだ。公社として雇うです、その点は。

しかも、現地の千般でそれぞれの方が寄つて協議をするという事は、事が発覚した際に直ちに反撃を受けるから、他地域に会合しようということ、全然離れた水沢市というところに関係者が集まり、そこに中井生産部長、経理課長などが行つて種々協議しているじゃないですか。しかも、聞くところによると、その料亭における会計支払いは公社側でやつてゐる。私は説得のために現地に入つて大いにやりなさいといふことは、フェアにやれといふことを言つてゐる。何で今度の場合だけ一部特定の人だけを集めて、秘密裏にそういう会合を持ち、しかもそういう中に公社幹部が行つて参画をしてゐる。行き過ぎてゐませんか。

○説明員(石田吉男君) 中井生産部長が出席したことにつきましては、生産部長もこの席に参加してくれといふ話がある。佐藤さんの方からあつて参加したといふことは聞いております。その報告は受けておりますが、これは別に公社の方からそういう会合を招集したと、そういうことではございませう。

○小笠原三三男君 委員長、速記をとめて下さい。

○委員長(加藤正人君) 速記をとめて。

○委員長(加藤正人君) 速記をつけ。

○小笠原三三男君 それでは、もう時間がありませんから……。公社の態度

はよくわかりましたが、私は重ね重ね申し上げる。このあらゆる設立認可の申請書は差し戻さなければなりません。特別区の設定についても、公社側としてある種の意思を示さなくちゃ、じつせん現地の円満解決ということ、今、副総裁の御答弁になつた形においてなら、いつまでもこの状態が続くでしょう。私は、今後また公式に、非公式に、公社側の喜望を期待してやまな

い。ところで、監督官庁である大蔵省にお尋ねしたい。長々と今までやつたのは、経緯を知らない政務次官に聞いてもらう、判断してもらおうと思つてやつたのです。十分この質疑の過程はお聞きになつたと思ひます。また、従来の、最近の経過も、あなたは両当事者の陳情を受けられて、お聞き及びになつておられるところと思う。今の段階でどういふ解決の仕方が望ましいといふふうにお考へになるのですか。

○政府委員(佐野廣君) この問題は、昨年の暮ごろでございしたから、当委員会ではしばしば問題になりました問題でございまして、地域等のことを考へますと、必ずしも大きい問題ではありませんが、しかし、未端におきまして、この私どもの関係いたします耕作組合等に、いつまでも話のまとまつていないといふうなことがありまして、これは、きわめて遺憾に存じまして、しばしば各方面からの御意見も拝聴いたしております。監督官庁という立場から意見を述べようといふことでございしますが、飛躍的に私が公社の方へこうしたらどうだと言ふことが、必ずしも適當であるかどうかと思ひます。私どももいたしましては、現地の

耕作者の意向が正しくなるといふこと、これをひたすら念願をいたすのでございませう。

しかし、いろいろ現地におきましては事情もあることでございませう。私どももいたしましては、なかなか、こうこじれた問題でございませう。だが、どうも出ましても、公社の方もありまして、現地も一本化という指導方針が立てられたのに従つての動きもあり、また二十三組合が六組合ということに申請をされたといふいきさつもございませう。かれこれ勘案いたしますと、社会通念に従ひまして、公社の方

も知事にあつせん方を依頼されたといふ事実はきわめて重大であり、當を得たことだと思ひます。そこで、私どもといたしましては、知事の裁定といふこと、これを尊重して、その線ですべていただくといふこと以外には解決の方法はないじやないかと、かように考へております。先般大臣がそういうふうなことを発言したといふことも聞きました。全くそういう意味におきまして、公平なる現地の事情をよく御存じの知事裁定といふことを尊重するといふ建前で、大蔵省としては臨みたいのでございまして、この線に沿つて公社の方も御善処願ひたい、耕作者の方もこれに、いろいろな御意見も、御不満もありまじやうが、従つてやつていただきたい。これが私ども大蔵省における基本的な方針であり態度でございませう。

○小笠原三三男君 過般、大蔵大臣の言明として、事実かどうかかわからぬが、新聞記事になつたこともありま

すが、重ねてこれ以上お尋ねするつもりはないのですが、大臣としましては、知事あつせん、すなわち二組合で現地が円満解決することが望ましいといふ考へ方、あなたもその意を体して御発言になつておられるのでありませうか、この点だけ。

○政府委員(佐野廣君) この点につきましては、さいせん申し上げましたように、知事裁定の案を尊重するといふ建前において、そう大臣とも話し合ひをいたしております。

○小笠原三三男君 だから、繰り返して申しますが、誤解があつてはいけませんから。公社側は、知事案が二転三転したやうな、これはだんだん言ひ回しが注意されましたが、あつたもので、知事が公式に両当事者に示してゐるあつせん案を、あなたは今の言明では知事案と言つておられるものと、私了解しますが、さうですか。

○政府委員(佐野廣君) その言明の方式等は、どうも私もその点になりますと正確な点もありますが、しかし、少くとも皆さん方が通念的に知事の公式あつせん案といふことに各方面御了承の案を、私どもは全面的に御支持申し上げた方がいゝと、かように考へております。

すみやかに皆さんが知事案を支持せられて、大蔵省も監督官庁として支持せられておる方向にまともなような努力をしていただきたい。
以上でございます。

○委員長(加藤正人君) 本件につきましてはこの程度といたしまして、本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十九分散会

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

する同項の合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができ。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第六条の見出し中「国債」を「基金等に出資した国債」に改める。

第十三条を第十五条とし、第十二条中「すべての本邦通貨」の下に「これに代るべき国債を含む。以下同じ。」を加え、同条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

(国債による基金との取引)

第十二条 大蔵大臣は、前条第一号に掲げる買入を行う場合において、同号の本邦通貨に代えて、国債によりこれを行うことができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による買入を行った場合には、外国為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の国債の買いもどしを行うことができる。

3 第一項の規定による買入を行うため、政府は、外国為替資金特別会計の負担において、国債を発行することができる。

4 前項の規定により国債を発行することができ、金額の最高限度額は、国際通貨基金協定の規定に基づき他の基金加盟国通貨を基金から買入れることができる金額を買入の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額とする。

5 第五條第三項から第五項まで、第六條及び第八條の規定は、第三項の規定により発行する国債につ

いて準用する。この場合において、第五條第四項中「第七條第一項の命令に従い買い取る場合」とあるのは、「第十二條第二項の規定により買いもどしを行う場合」と、「基金又は銀行」とあるのは、「基金」と、第六條中「基金又は銀行から前条第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債」とあるのは、「基金から第十二條第一項の規定による買入のため基金に引き渡した国債」と、第八條中「前三條」とあるのは、「第十二條」と読み替えるものとする。

(基金との取引により基金に引き渡した国債の償還等)

第十三条 政府は、前条第五項において準用する第六條の規定による償還に必要な金額を、同条の償還の請求があつたつど、外国為替資金から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 政府は、前条第二項の規定により国債の買いもどしを行つたときは、直ちに、これを国債整理基金特別会計の所屬に移して償却しなければならない。

3 第十条の規定は、前条第三項の規定により発行する国債について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行は、大蔵大臣の指定する日(以下「指定日」という。)において、同行の所有する金地金(この法律の施行の日において同行の所有に属するものであることが指定日において大蔵大臣により認定

されるものに限る。)のうち大蔵大臣の指定するものにつき、金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)第四条に規定する価格により評価し、その評価額により当該金地金の帳簿価額を改定するものとする。

3 日本銀行は、前項の金地金の同項の規定による改定後の帳簿価額とその改定前の帳簿価額との差額の合計額に相当する金額を、指定日の属する月の翌末日までに、国庫に納付するものとする。この場合においては、当該金額は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十九条に規定する剰余金に含まれないものとする。

4 政府は、前項の規定により国庫に納付される金額を、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条第二項の規定により基金及び銀行に対して行う出資及び当該出資に伴い必要とされる費用の財源に充てるものとする。

5 第三項の規定により日本銀行が国庫に納付する金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による所得及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)により事業税を課する場合における所得の計算上損金に算入する。

6 改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第一項の命令に基づき政府に売却渡された金地金は、その命令があつた時における旧金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八

号)第六条に規定する価格により売却渡されたものとみなし、この場合に生ずべき旧法第四条第二項に規定する差額に相当する日本銀行の益金相当額は、その売却があつた時において、国庫に納付すべきものとしてこれに納付されたものとみなす。

7 第五項の規定は、前項の規定により国庫に納付されたものとみなされる金額について準用する。

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

必要な事項を定めるものとする。
(使用料、配当又は利子に対する
所得税の税率の特例等)

第二条 所得税法第一条第二項又は
第五項の規定に該当する個人又は
法人でデนมάρクの居住者又は法
人であるもの(所得税法の施行地
に条約第二項第一項(イ)に規定する
恒久的施設を有する者を除く)が
支払を受ける条約第六条第一項、
第七条第一項又は第八条第一項に
規定する使用料、配当又は利子で
同法の施行地にその源泉があるも
のに対する同法第十七条、第十八
条第二項又は第四十一条第一項若
しくは第二項の規定の適用につい
ては、これらの規定中「百分の二
十」とあるのは「百分の十五」と
する。ただし、これらの所得に対
し所得税を課さず、又はこれらの
所得に対する所得税額をその収入
金額の百分の十五に相当する金額
以下とする租税特別措置法(昭和
三十二年法律第二十六号)その他
の法律の規定の適用を妨げない。

2 前項に規定する者が条約第六条
第四項に規定する所得で所得税法
又は法人税法の施行地にその源泉
があるものを有する場合において、
その者の所得税額(所得税法第十
七条に規定する所得に係るものを
除く。以下同じ)又は法人税額の
うち当該所得に対応する部分の金
額が、同項に規定する財産の売却
により支払を受ける金額の百分の
十五に相当する金額をこえるとき
は、その者の所得税額又は法人税
額につき、そのこえる金額に相当
する税額を軽減する。この場合に

において、当該所得に対応する部分
の金額は、当該所得の生じた年分
又は事業年度分の所得税額又は法
人税額に、当該所得がこれらの税
額の計算の基礎となつた所得の金
額のうちに占める割合を乗じて得
た金額とする。

(実施規定)

第三条 前条に定めるもののほか、
条約の実施及びこの法律の適用に
関し必要な事項は、大蔵省令で定
める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の
日から施行する。

2 第二条第一項中所得税法第十七
条又は第十八条第二項の規定に係
る部分及び第二条第二項の規定
は、この法律の施行の日の属する
年の一月一日以後に支払を受ける
べき使用料、配当又は利子及び同
日以後(法人にあつては、同日以
後に開始する事業年度以後の事業
年度)に生ずる同項に規定する所
得について、第二条第一項中所得
税法第四十一条第一項又は第二項
の規定に係る部分は、同日以後に
支払を受けるべき使用料、配当又
は利子でこの法律の施行の日以後
に支払われるものについて適用す
る。

昭和三十四年三月二十日印刷

昭和三十四年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局